

入札参加者の皆様へ

平成 30 年 3 月 23 日
宇都宮市理財部契約課

入札契約制度の見直し等について

本市の入札契約制度につきまして、下記のとおり見直し等を行いますので、お知らせいたします。詳細につきましては別紙を参照してください。

記

1 宇都宮市入札適正化委員会からの意見書を踏まえた取組について

本市の附属機関である「宇都宮市入札適正化委員会」からいただいた入札契約制度に係る意見書の内容を踏まえ、今後ともより良い制度運営に努めてまいります。

2 業務委託（建設関連業務委託を除く）における運用方法の見直しについて

- ・ 一層の業務品質の向上やより適正な賃金確保に向けて、最低制限価格の設定割合を予定価格の 70% から 75% に見直します。
- ・ 受注者の業務着手に必要な資金調達の円滑化をより一層図るため、草木管理業務委託と測量業務委託について、前金払の対象業務を拡大します。

3 多様な入札契約方式の運用について

- ・ 総合評価落札方式の選定基準について、より相応しい案件の選定ができるよう、工事の特性や難易度等に重点を置いた選定基準に見直します。
- ・ 自然災害に係る復旧工事への迅速な対応を図るため、災害復旧工事の本復旧工事において、指名競争入札を活用します。

4 その他

建設工事と建設関連業務委託において、前金払の支払割合を、平成 29 年 4 月 1 日に周知いたしましたとおり、平成 30 年 3 月 31 日まで「100分の10」引き上げていた東日本大震災の特例措置を廃止いたします。

5 適用

平成 30 年 4 月 1 日

1 宇都宮市入札適正化委員会からの意見書を踏まえた取組について

本市の附属機関である「宇都宮市入札適正化委員会」からいただいた入札契約制度に係る意見書の内容を踏まえ、今後ともより良い制度運営に努めてまいります。

【主な意見の内容】

市の入札契約制度は、価格と品質面、市内事業者の育成面など、総合的なバランスに優れ、入札談合の防止に有効な制度となっていることから、基本的には、現行の制度を継続していくものとするが、市に相応しいより良い制度となるよう、適正に制度運営していくことを改めて要請する。

- ・ 制限付き一般競争入札の適正かつ継続的な運用
原則、制限付き一般競争入札を継続して運用するとともに、「適正な利潤が確保できるような予定価格の設定」や「最低制限価格等の適切な設定によるダンピング受注の防止」、工事内容を的確に踏まえた適正な工期設定を徹底すべきである。
- ・ 総合評価落札方式などの多様な入札契約方式の継続かつ効果的な活用
総合評価落札方式は、工事の品質の維持・向上に有効な手段であることから、継続して活用すべきである。
また、「くじ抽選に対応した入札契約方式」などについても、継続して効果的に活用するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼす災害復旧工事については、指名競争入札や随意契約を効果的に活用し、早急に工事に着手できるようにすべきである。
- ・ 市内事業者の育成及び職員の適正な事務執行の徹底
担い手の確保・育成を図り、より一層、地域経済の活性化につながるよう、継続して市内事業者の優先発注に努められたい。
また、市においては、入札契約制度や入札談合の防止に関する職員研修会などを積極的に開催するなど、適正な事務執行に向けた意識・資質の向上や法令遵守の徹底、入札談合の防止に向けた環境づくりを着実に推進していくべきである。

2 業務委託（建設関連業務委託を除く）における運用方法の見直しについて

(1) 最低制限価格の見直しについて

一層の業務品質の向上や、より適正な賃金確保に向けて、業務委託（建設関連業務委託を除く。）及び印刷製本請負における最低制限価格の設定割合の引き上げを次のとおり実施します。

【現行】税抜き予定価格の 7 0 %

【改正後】税抜き予定価格の 7 5 %

平成 3 0 年 4 月 1 日以降に履行を開始する業務から適用します。

(2) 前金払の対象業務の拡大について

受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、業務委託（建設関連業務委託を除く）における前金払の対象業務を次のとおり拡大します。

-	改正前（平成２９年度まで）	改正後（平成３０年度から）
適用範囲	請負代金額が５０万円以上の 建設工事，建設関連業務委託	請負代金額が５０万円以上の 建設工事，建設関連業務委託， 草木管理業務委託，測量業務委託
前金払の 限度額	建設工事： 請負代金額の１００分の４０ 建設工事以外： 請負代金額の１００分の３０	建設工事： 請負代金額の１００分の４０ 建設工事以外： 請負代金額の１００分の３０

前金払の対象は、東日本建設業保証株式会社との保証契約を締結したものに限りします。

3 多様な入札契約方式の運用について

(1) 総合評価落札方式における選定基準の見直し

より高い工事品質の確保を図るため、総合評価落札方式によりふさわしい案件の選定ができますよう、工事の特性や難易度等に重点を置いた選定基準に見直すとともに、選定しやすいよう、選定基準のフローを作成しました。（別紙 [参考資料](#) のとおり）

(2) 災害復旧工事における指名競争入札の活用

自然災害に係る復旧工事について、応急復旧後の本復旧工事においては、すべて制限付き一般競争入札により実施していましたが、出水期などにより施工期間が限られている工事や施設等の供用開始時期までに復旧を完了させる必要がある災害復旧工事については、より早く事業者の決定を行い、工事に着手する必要があることから、指名競争入札を活用することとします。

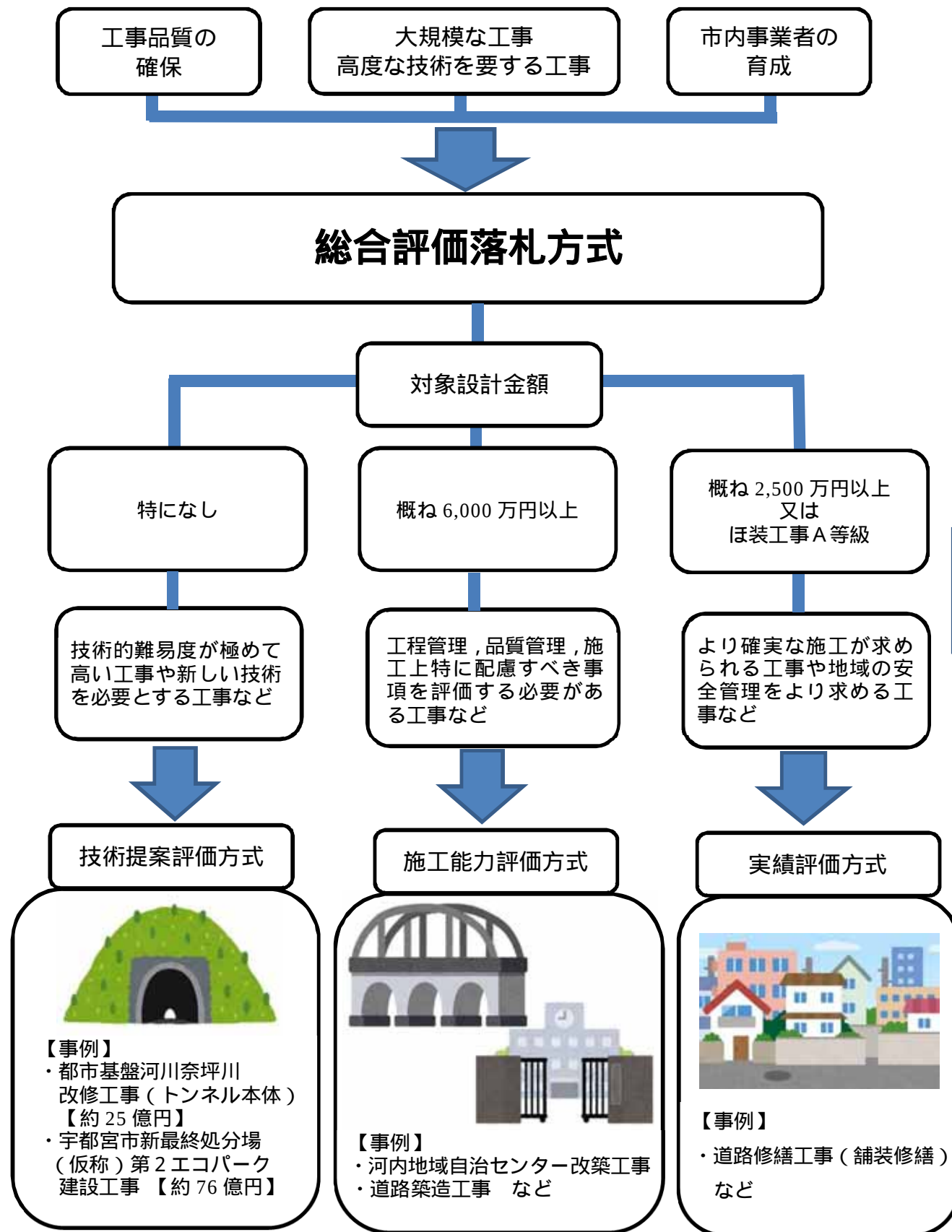
4 その他

前金払の特例措置の廃止について

建設工事と建設関連業務委託において、前金払の支払割合を「１００分の１０」引き上げていた東日本大震災の特例措置について、平成２９年４月１日に周知いたしましたとおり、平成３０年３月３１日をもって廃止いたしますので、改めて周知いたします。

総合評価落札方式選定基準の概要

【現行】



【改正】

